

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月15日

天理市長 並 河 健

#### 天理市規則第1号

##### 天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年3月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「し、主務課長が認印」を削る。

第42条第1項ただし書を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 1件20万円未満の物品を購入する場合には、前項の規定にかかわらず、同項の報告は要しない。

第66条第3号中「2本の朱線を引いて訂正し、事務担当者が認印」を「二重線を引いて訂正」に改める。

##### 附 則

###### （施行期日）

- 1 この規則は、令和3年2月1日から施行する。

###### （経過措置）

- 2 改正後の天理市会計規則の規定は、この規則の施行の日以後に作成した文書から適用し、同日前に作成した文書については、なお従前の例による。